

【参考資料】

許認可等の統一的把握結果＜ポイント＞参考データ

資料 1	許認可等規定法律数等	1
資料 2	府省別・根拠法令別許認可等件数	2
資料 3	用語別許認可等件数	3
資料 4	許認可等の実態の統一的把握基準	4
資料 5	許認可等の実態把握に係る閣議決定等	5

資料 1

○ 許認可等規定法律数 ⇒ 482法律

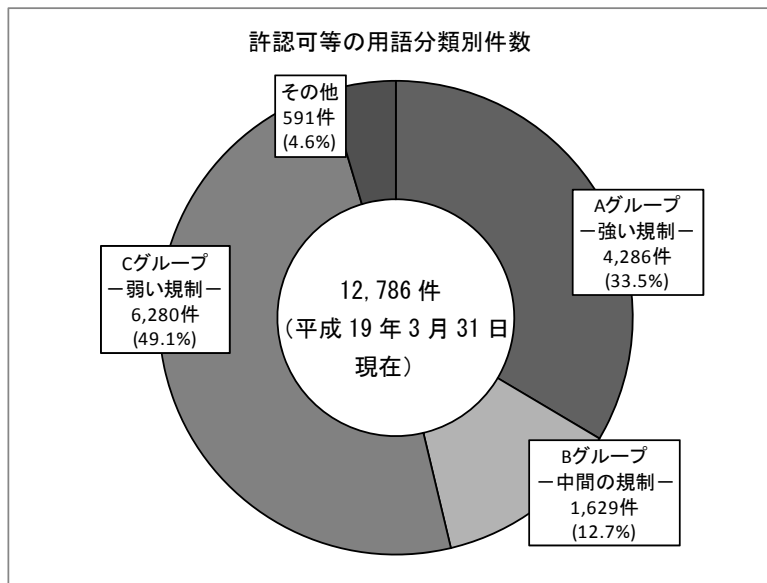
許認可等規定法令等

区分	法令等数
法律	482
政令	114
府省令	515
告示	61

前回以降の2年間に新たに制定された法律は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）等8法律、廃止された法律は、工業再配置促進法（昭和47年法律第73号）等14法律、改正された法律は、銀行法（昭和56年法律第59号）等93法律

○ 許認可等の根拠法令別件数

許認可等の総数12,786件のうち、法律に規定されている許認可等が72.7%（9,299件）



把握時点	法律	政令	省令	告示	計
平成19年3月31日	9,299	470	2,765	252	12,786
現在（今回）	(72.7)	(3.7)	(21.6)	(2.0)	(100)

【参考】

把握時点	法律	政令	省令	告示	計
平成17年3月31日	8,958	462	2,690	266	12,376
現在（前回）	(72.4)	(3.7)	(21.7)	(2.1)	(100)

(注) 1 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。

2 () 内は、構成比である。

府省別・根拠法令別許認可等件数

(単位：件、%)

府 省 名	前 回 平成 17 年 3 月 31 日 現在	(参 考) 平成 18 年 3 月 31 日 現在	今 回 平成 19 年 3 月 31 日 現在					2 年間 の純増 減		
				法律	政令	省令	告示	減少	増加	
内 閣 府	81	80	95	54	8	27	6	14	9	23
公正取引委員会	23	23	23	21	0	2	0	0	0	0
国家公安委員会	126	125	125	53	3	59	10	-1	15	14
金 融 庁	1,736	1,845	1,782	1,419	57	301	5	46	317	363
総 務 省	663	669	673	458	6	181	28	10	34	44
法 務 省	297	299	294	203	7	73	11	-3	22	19
外 務 省	51	50	43	15	1	21	6	-8	9	1
財 務 省	772	809	831	616	71	134	10	59	20	79
文 部 科 学 省	622	636	636	397	59	148	32	14	35	49
厚生労働省	1,910	1,894	1,936	1,186	141	558	51	26	123	149
農 林 水 産 省	1,323	1,383	1,379	1,132	29	209	9	56	149	205
経 済 産 業 省	2,038	2,058	2,069	1,657	27	370	15	31	187	218
国 土 交 通 省	2,343	2,437	2,485	1,818	37	577	53	142	119	261
環 境 省	353	379	384	264	23	87	10	31	8	39
防 衛 省	38	38	31	6	1	18	6	-7	8	1
計	12,376	12,725	12,786	9,299	470	2,765	252	410	1,055	1,465
(構成比)			(100)	(72.7)	(3.7)	(21.6)	(2.0)			

(注) 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。

用語別許認可等件数

(単位：件、%)

用語別	前 回 平成 17 年 3 月 31 日現在		(参 考) 平成 18 年 3 月 31 日現在		今 回 平成 19 年 3 月 31 日現在		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
A グループ (強い規制)	許 可	836	6.8	823	6.5	802	6.3
	認 可	1,915	15.5	1,798	14.1	1,775	13.9
	免 許	79	0.6	77	0.6	77	0.6
	承 認	1,205	9.7	1,269	10.0	1,295	10.1
	指 定	300	2.4	290	2.3	288	2.3
	承諾等	49	0.4	48	0.4	49	0.4
小 計	4,384	35.4	4,305	33.8	4,286	33.5	
B グループ (中間の規制)	認 定	649	5.2	655	5.1	642	5.0
	確 認	148	1.2	151	1.2	152	1.2
	証 明	78	0.6	78	0.6	80	0.6
	認 証	21	0.2	21	0.2	21	0.2
	試 験	109	0.9	110	0.9	111	0.9
	検 査	205	1.7	213	1.7	213	1.7
	検 定	20	0.2	19	0.1	19	0.1
	登 録	346	2.8	359	2.8	367	2.9
	審査等	26	0.2	24	0.2	24	0.2
小 計	1,602	12.9	1,630	12.8	1,629	12.7	
C グループ (弱い規制)	届 出	4,105	33.2	4,370	34.4	4,376	34.2
	提 出	778	6.3	842	6.6	870	6.8
	報 告	759	6.1	784	6.2	797	6.2
	交 付	100	0.8	100	0.8	103	0.8
	申告等	110	0.9	119	0.9	134	1.0
小 計	5,852	47.3	6,215	48.8	6,280	49.1	
その他	538	4.3	575	4.5	591	4.6	
合 計	12,376	100.0	12,725	100.0	12,786	100.0	

Aグループ（強い規制）：一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等

Bグループ（中間の規制）：特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否か審査・判定し、これを公に証明する行為等

Cグループ（弱い規制）：一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理することとまるもの

許認可等の実態の統一的把握基準

1 許認可等の範囲

把握の対象とする許認可等は、国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、次のような用語を使用しているものとする。

許可、認可、免許、特許、承認、認定、確認、免除、決定、証明、認証、解除、公認、検認、試験、検査、検定、指定、登録、届出、申告、提出、報告、交付、等

なお、上記の許認可等には特殊法人等が行っているものを含む。

2 許認可等の数え方の基準

- (1) 許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は条。以下同じ。）ごとに1事項として数える。
- (2) 同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える。
- (3) 同一の項のうちに本文、ただし書、あるいは前段、後段等の区分があり、それぞれに許認可等の根拠が規定されている場合には、別個の事項として数える。
- (4) 準用規定により設定された許認可等については、準用の対象となる規定により設定された許認可等とは別個に数える。
- (5) 複数の府省が所管している許認可等については、それぞれ所管する府省ごとに別個の許認可等と数える。

(注) 一の許認可等について当該許認可等を要する行為又は対象（業種、物資の種類等）が同一の項等において列挙されている場合は、その行為等を別途許認可等事項の細目として記載する。

許認可等の実態把握に係る閣議決定等

○ 行政改革の推進方策に関する答申（抄）（昭和 60 年 7 月 22 日臨時行政改革推進審議会答申）

(2) 今後における規制緩和の推進方策

公的規制は極めて多岐にわたり、限られた期間ではすべての分野について、詳しく検討することは不可能であり、当審議会としては、金融、運輸、石油等エネルギー、都市整備の分野を中心に、10 分野の規制緩和を検討した。

政府においては、今回当審議会が提言した事項にとどまらず、この提言の趣旨に沿って、公的規制全般にわたる徹底した見直しを行うことが必要である。

なお、許認可等の定期的見直し及び新設の抑制については、臨時行政調査会答申の趣旨に沿って推進を図ることが重要であり、各省庁において、自主的な審査、見直しを強化するとともに、総務庁においては、各省庁の協力を得て、速やかに次の措置をとる必要がある。

- ① 許認可等の総数などの実態を統一的に把握すること。
- ② 許認可等を定期的に見直す仕組みを確立すること。
- ③ 国民の負担軽減、行政事務の簡素・合理化及び民間活力の助長の観点に立ち、統一的基準を作成するなど、許認可等の新設について審査する仕組みを確立すること。

○ 当面の行政改革の具体化方策について（抄）（昭和 60 年 9 月 24 日閣議決定）

5 規制行政

(1) 規制緩和の推進方策

ア 許認可等の実態把握については、総務庁において、その具体的手法について所要の見直しを行い、引き続き各省庁の協力を得て、速やかに総数等の統一的把握を行う。

イ 許認可等の定期的見直しについては、既定の方針を踏まえ、許認可等の見直しを引き続き推進するとともに、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

ウ 許認可等の新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

○ 昭和 61 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について（抄）（昭和 60 年 12 月 28 日閣議決定）

4 行政事務

(1) 許認可等

ア 許認可等の実態の統一的把握については、総務庁において、統一的基準の下に、各省庁の協力を得て、昭和 60 年度末を目途にその作業を終了することとし、以降、毎年 1 回、必要な補正を行うこととする。

イ 許認可等の定期的見直し及び新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進めるため、各省庁による検討会議を開催する。